

第八十七回国 参議院 法務委員会 會議録 第七号

昭和五十四年三月二十九日(木曜日) 午前十時四分開会

委員の異動

三月二日

長谷川 信君 内藤三郎君
安恒 良一君 阿具根 登君
片岡 勝治君 矢田部 理君
内藤 功君 宮本 顕治君
秦 豊君 江田 五月君

補欠選任

三月二十二日

辞任 岡山 雅也君

補欠選任 森田 重郎君

三月二十三日

辞任 森田 重郎君

補欠選任 岡山 雅也君

三月二十七日

辞任 秋山 長造君

補欠選任 目黒今朝次郎君

三月二十八日

辞任 目黒今朝次郎君

補欠選任 秋山 長造君

三月二十九日

辞任 内藤三郎君

補欠選任 竹内 潔君

出席者は左のとおり。

委員長 峯山 昭範君
理事 上田 稔君
平井 卓志君
矢田部 理君
宮崎 正義君

委員

金井 元彦君	國務大臣	古井 喜實君
熊谷太三郎君	法務大臣	前田 宏君
竹内 潔君	法務大臣官房長	枇杷田泰助君
丸茂 重貞君	法務大臣官房副長	大西 勝也君
宮田 輝君	法務大臣官房調査部長	勝見 嘉美君
八木 一郎君	最高裁判所長官代理者	西山 俊彦君
秋山 長造君	最高裁判所事務総局長	
橋本 敦君	最高裁判所事務総局人事局長	
岡山 雅也君	最高裁判所事務総局民事局長	

本日の會議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(峯山昭範君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月二日、内藤功君、長谷川信君、秦豊君、安恒良一君及び片岡勝治君が委員を辞任され、その補欠として宮本顕治君、内藤三郎君、江田五月君、阿具根登君及び矢田部理君が選任されました。

○委員長(峯山昭範君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に矢田部理君を指名いたします。

○委員長(峯山昭範君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。古井法務大臣。

○事務大臣(古井喜實君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件、差止訴訟事件及び新東京国際空港関係事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を五人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件、差止訴訟事件及び新東京国際空港関係事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所書記官の員数を八人増加し、また、地方裁判所における特殊損害賠償事件、会社更生事件、差止訴訟事件及び新東京国際空港関係事件、家庭裁判所における家事調停事件並びに簡易裁判所における民事調停事件及び道路交通法違反事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所事務官の員数を四人増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の改正を行おうとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、簡易裁判所の名称は、その所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、広島県加茂郡西条町、同郡八本松町、同郡志和町及び同郡高屋町を廃し、その区域をもって東広島市を置く処分に伴い、安芸西条簡易裁判所の名称を東広島簡易裁判所に變更するほか、三つの簡易裁判所の名称を變更しようとするものであります。

りまして、いずれも地元住民の希望を考慮したものであります。

第二点は、簡易裁判所の所在地の変更であります。すなわち、埼玉県南埼玉郡久喜町を久喜市とする旨の町を市とする処分に伴い、久喜簡易裁判所の所在地の表示を埼玉県南埼玉郡久喜町から久喜市に改めるほか、名古屋簡易裁判所につき名古屋市中区から同市中区に移転のため、その所在地を名古屋市中区から同市中区に改める等、十八の簡易裁判所の所在地を改めようとするものであります。

第三点は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、鎌倉簡易裁判所の管轄に属する横浜市瀬谷区の区域をこの法律による改正後の保土ヶ谷簡易裁判所の管轄区域とするほか、三つの簡易裁判所の管轄区域を変更するものであります。地元の住民の希望を考慮するとともに、関係諸機関の意見をも十分参照いたしましたものであります。

第四点は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の隣置分合等に伴い、同法別表第五表について当然必要とされる整理をしようとするものであります。以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

次に、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。この法律案は、民事訴訟及び刑事訴訟における証人等の旅費について、急行料金を支給する旅行の範囲を拡大するとともに、新たに座席指定料金を支給することができるようにしようとするものであります。

現行の民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律におきましては、民事訴訟及び刑事訴訟における証人等に支給する旅費については、おおむね国家公務員等の旅費に関する法

律の規定に準じて定められております。

今般、政府におきましては、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、国家公務員等の国内旅行に際して支給する旅費について、急行料金及び座席指定料金の支給範囲を拡大すること等を内容とする国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました。民事訴訟及び刑事訴訟における証人等に支給する旅費についても、右の法律案における取り扱いに準じて改正する必要があると考えられますので、急行料金の支給範囲の拡大等をしようとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(兼山昭範君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(兼山昭範君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま内藤三郎君が委員を辞任され、その補欠として竹内潔君が選任されました。

○委員長(兼山昭範君) これより三案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢田部理君 最初に最高裁に伺いたいと思えますが、元最高裁の長官であった石田和外氏の言動がしばしば問題にされています。元号法制化のためのプロモーターになったりしておたわけであります。特に最近、防衛大学の卒業式に臨んで軍人勲章を礼賛する話をしたことは大変問題だというふうになっております。

(委員長退席、理事上田君着席) 最高裁をやめてからのことであるからといって簡単に見過ごせない重大な内容を含んでいると思えます。石田氏は、かしくも明治天皇が軍人に賜った勲章は古今東西通じる真理である、時代が変わっても忘却してはならない、あるいはまた、社

会党などが主張している非武装中立などという考えは全くの空論である、そしてさらに、自衛隊連の憲論などが影をひそめたのは当然だと、政治的に見ても際立った発言をしているわけでは

石田さんは在職中しばしば裁判官の政治的中立性を主張してききましたが、最近の言動を見ておきますと、石田さんの考える政治的中立性というのがどういふことだったのかと、いまさらながら最高裁をある意味でわかりやすくしているわけでありまして。最高裁としてこういう発言をどのように受けとめておられますか。国民が最高裁に寄せているある種のイメージ、これを壊すものという指摘もなされているわけでありまして、いかがなものでしょう。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 現職の裁判官を離れられました退官された裁判官、たたくさんおられるわけでございます。それぞれの分野におきましていろいろ活動をされておられるわけでありまして、その立場でいろいろなことを——もちろんお仕事もおやりになっておられるでしょうし、自分の言論を、言説を申しておられる方もおられると思えます。それぞれにつきまして、たゞいま矢田部委員御指摘のような具体的な問題につきまして、最高裁の事務局当局にある者として、その立場で一々その点につきまして意見を申し上げることとはいかかと思われまして、このたびの石田元長官の御発言に対する論評といえますか、コメントは差し控えさせていただきますというふうに思われますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) その種のことも含めまして現在の最高裁の事務局当局にある者としてコメントは差し控えさせていただきますと存じます。

○矢田部理君 石田さんと言えば、戦後の最高裁のある時期の代表だったことは言うまでもありません。在職中もしばしば裁判官に対してある像を示し、マスコミなどからも青法協持りの中心人物とさえ言われておたわけでありまして。もとより思

想は自由です。発言もそれ自体を言論の枠を越えるものだというようなことを言うつもりはありません。そういう象徴的な人物が、やめた後だとはいっても、旧憲法時代の意識、旧憲法を支えた中心的な思想、これをこの時期に言って回ることを、単純に論評を差し控えさせていただきますと、いうことで国民は納得するでしょうか。国民はどう受けとめるかということをやっぱり考えていかなきゃならぬだろうと思うのですが、全くコメントはない、しないんですか。少しくあの人の影響力が強かったゆえに遠慮しているんじゃないか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 御退官後の言動に關しまして、現職にある、事務局にある私どももいたしましては、特にたゞいま御指摘がございましたように、思想、信条、言論の自由との関係におきまして、この際私どももいたしましてはコメントすることはやはり差し控えさせていただきますと存じます。

○矢田部理君 この発言は最高裁の権威を高めることに役立つのか、最高裁の国民が抱いているイメージにどのような作用を及ぼすと思われませんか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 裁判所といたしましては、最高裁判所を初めまして下級裁判所裁判官及び一般の職員が本来の裁判所の使命をわきまえて司法の独立を守るために職務に精励しているというふうな信じておるものでございまして。繰り返しになりますけれども、このたびの石田元長官の御発言云々の点につきましては言及させることは差し控えさせていただきます。

○矢田部理君 差し控えられては困るんですが、言つたらどうなりますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 大変恐縮でございますが、やはりこの問題につきまして、むしろ少し強い言葉で申し上げさせていただきます。議論する立場にないというふうな申し上げた方が私どもの本当の考えでございます。

○矢田部理君 ということは、結果として石田元

言を最高裁も場合によっては受けとめていたるような印象を国民に与えることはぬぐい切れないと思ふんです。法務省だって同じなんです。ロッキード事件のときに続々とロッキード被告の弁護人として元検事総長クラスの人たちが登場してきました。今度もそういう気配がずっと見え始めております。退官後の生活を縛る、あるいはその発言を縛る何物もありませんけれども、そういう人たちがグラマン事件の弁護人になったり、ロッキード事件の弁護団として続々参加をしていくと。国民の目から見ますと、いま捜査を担当している検察官はみんなその部下といえますか。指揮を仰いでずっと仕事をしてきたんですね。これはロッキード事件を迫及する、あるいは糾明する過程でもしばしば問題になりましたが、法務大臣、どんなふうにお考えになりますか。

○国務大臣(古井喜實君) いま最高裁の事務総長代理の方からお答えがありました。退官後の言動、いまいまいめいめい、かれこれ言うことはできない、いまいまいめいめい、その諫言に遭おうと遭うまいがめいめいめいめい、その自由でありましょうから、これはいたし方がない、これは思ふわけでありませぬ。問題は現在の最高裁がどうなるのか、これについては十分偏向のないような立場で司法権を守っていく努力をしておられると私は思っています。これについても、また最高裁のことにわれわれがかかれこれ言うことはできないわけだとは思いますが、重々これは中立的な立場をとっていくように努力されると思っております。職務外において接触する機会には、職務外でありますけれども、本当に国民世論が信頼し、支持する最高裁であつていただくようにお互いに自由に意見を交換することも差し支えないでしょうから、それはわれわれもそういう機会には努力をしていきたいと思っております。

なお、われわれの方の関係について、前歴のある方々が弁護人になられるとか、そういうこともそれはこれも差しとめることはできないんで、どうにもならぬことです。さらばといつて、われわれ

れの方の活動がどうさされるということではないようにこつちさえちゃんと思つてやつていけばよいことであるから、これは十分心がけて公正にやつていくと、こういうことに間違いないにやつていきたいと思つております。

○矢田部理君 以前、稲葉法務大臣は大変困つたものだといふような話をきくばらんにされておつたこともあるわけですが、最高裁にもう一点だけ確かめておきますが、軍人勅諭というのは新しい憲法、現行憲法に沿うものだと思いますか、これも差し控えますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 私も戦争中軍人でございまして、いわゆる軍人勅諭も覚えさせられた方でございます。まあ、現行憲法下に適合するものかどうかと、軍人勅諭全体が現行憲法下に適合するものかどうかとお尋ねでございますが、まあ、いさか法律論を私がこの立場で申し上げるのは僭越かも知れませんが、現在の憲法九条下における防衛体制と旧憲法下における軍隊というものは全然違ふというふうには私は考えております。

○矢田部理君 したがって、軍人勅諭は現行憲法に沿うものではないというふうな受け取れる発言と思われませんか、そのとおりでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 先ほど申し上げましたように、軍人勅諭そのものを完全に現在のところ認識しておりますので、ただいまの御質問にはあるいは大變の外れなお答えになるかと思ひますが、やはり旧憲法下の軍隊と現在の防衛体制とは違ふといふことでございます。

○矢田部理君 私がいままとめた話として、受けとめたいと思ひます。

各論に入ります。

今度、裁判官等の定数が純増で十七名になるわけですが、最高裁が要求した増員数は、裁判官初め職員等でのぐらいたつたのでしよう。

たしました人員は、裁判官が十七、裁判官以外の裁判所職員が九十六、合計百十三名でございます。○矢田部理君 百十三名要求をして、結果として増員になったのは十七名ということになるわけでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 百十三名要求いたしました結果として純増十七名、そのとおりでございまして、もう少し御説明させていただきますと、百十三名の要求に對しましてその要求に應じて増加になりました人員といたしましては、裁判官五名、それから裁判官以外の裁判所職員四十三名、合計四十八名でございますが、なお数年來政府におかれまして人員の削減計画というものをお立てになっておられます。裁判所はそれに直接拘束されるわけのものではございませんが、行政部門等、政府と類似した仕事をやっております部門もございまして、それに御協力申し上げます。趣旨で三十一名の削減ということをしてございまして、裁判官以外の裁判所職員は増四十三から三十一を引きます。純増が十二ということになります。増員四十八から削減三十一を引きますと純増十七と、こういう結果になったわけでございます。

○矢田部理君 そうしますと、この増員要求というものはもともとと行政の削減計画に合わせた削減を前提として、あるいは含みとして要求した数字ということになりますか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 削減を含みと申しますと、全体の数から申しますとそういうことに相なるわけでございますが、増員の要求をいたしました理由といたしましては、裁判部門における増員、事件の適正迅速な処理を図るためにおける増員、事件の適正迅速な処理を図るためにおける削減いたしましたのは、いわゆる司法行政部門の中からの人員を削減したということになりますので、全体としての数から申し上げますと、予定されておつたことには相なるかと思ひます。

ますけれども、ども、裁判部の増員ということにだけ着眼いたしますと、それは必ずしも含みではないということになるかと思ひます。

○矢田部理君 別の観点から伺いますが、事件数だけで裁判官等の仕事の繁閑を議論することはできないかと思ひますが、事件数と裁判官あるいは職員の数との対応関係は、傾向としてはどんなぐあいになっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 事件の増減の關係は、長期的に見ますと減つたりふえたりいろいろ趨勢がございまして、どの時点をとつて考えるかというところによってかなり違つてくるわけでございますが、たとえば最近数年、ここ二、三年と申し上げた方がよろしいかと思ひますが、最近数年のみに着眼いたしますと、事件増の方がやや多いといふことが言えるかと思ひます。ただ、これを過去十年あるいは過去二十年といふふうにして長期的に考えてみますと、訴訟事件、主として訴訟事件については申し上げますと、訴訟事件の増の傾向よりは裁判官の増の傾向の方が多し。つまり、事件増より裁判官の数の増の方が、質を全然問題にいたしません限りにおいて、しかも訴訟事件だけに着眼して考えます限りにおいては、やや裁判官増の方が多いといふことが言えるかと思ひます。

○矢田部理君 訴訟事件数に比較して裁判官の増加傾向あるいは職員の増加傾向の方が多いというのは、何か特別な理由、ふやさなければならぬ事情がありますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) それは、ただいまも申し上げましたように、事件そのものが次第に複雑困難になっておるというところがございます。一番大きな問題はその点にあるわけでございます。

○矢田部理君 もうちょっと詳しく説明できませんか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) ただいま申し上げましたように、事件が次第に複雑困難になっておる。それに従ひまして、単に複雑困難に

なっているというだけではございませんで、つまり裁判所が判断しなければならぬ、つまり事件として起きてきますその事件について判断しなければならぬ問題が少し広がってきておる。昔は純粋に法律問題だけでございましてけれども、最近では法律以外の、つまり法律よりもっと周辺の問題について裁判所が判断を迫られるというような問題もかなりふえてまいっております。そういう意味では裁判所は事件の処理に、一件一件の処理に非常に難渋を来すということがあるわけでございます。

したがって、単に事件の数がふえたから、減ったからということで裁判官の数がそれだけいいとか悪いとかということにはなりません。質及び量全体を考へて、裁判所の事件処理に支障がないような人員の手当てをしていかなきゃいけないということから、結果としてそういうふうな、先ほど申し上げましたような結果になっておるといふことになるのではなからうかと思ひます。

○矢田部理君 ところで、若干名ですが今度もある程度増員になるわけですね。こういう増員された裁判官あるいは裁判所職員をどこに配置をするのかということを決まっていますか。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 本年だけについて見ますと、判事五名ということでございます。

理由といたしまして、特殊損害賠償事件あるいは差止訴訟事件といったいろいろな事件がございまして、矢田部委員御承知のように、一カ所だけにその事件が集中しているわけのものではございませんで、あちこちの裁判所にあるわけでございます。したがって、いろいろな事件が各地の裁判所にどのように起きてきておるかということを経合的に勘案いたしまして人員の配置を決めるわけでございます。
したがって、本年の増員分だけがどこにはまるかということがなかなか申し上げにくいわけでございます。従前の人員配置の中で比較的閑散な

ところから比較的仕事の忙しいところへ裁判官を持っていくというようなこともございますので、本年増員になった分だけについてどこへ行くのかということ、ちよつと簡単に申し上げます。事情にあるわけでございます。
○矢田部理君 そうしますと、どう伺いましょうか。

裁判官の定数がございませぬ、それから職員の数もあろうかと思ひますが、それは現場にどう配置をされているかということ、裁判所ごとに説明できますか。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) これは矢田部委員御承知のように、高等裁判所が八つ、地方裁判所が五十、簡易裁判所が五百何十ございまして、それぞれにつきまして最高裁判所といたしましては、事件の増減の傾向、単に新受事件の増減の傾向だけではございませんで、非常にむずかしい事件が出てくる裁判所もございませぬ、そうでないところもございませぬ、事件の質及び量その他全体を勘案いたしまして、常時裁判所全体の人員配置が適正にいくように考へておるわけでございます。そういう意味では、極端に申し上げますと時々刻々人員配置というものはそれぞれの裁判所の事務量に応じて変えていくというものでございませぬ。現実にはそういうふうにしておるわけでございます。ある特定の時点でどこに何人ということとはなかなか簡単に申し上げますことができないというふうに申し上げます。

○矢田部理君 ここでどの裁判所に何名かということをお聞きしたいと思ひますが、たとえばことしの四月一日現在で各裁判所に裁判官等のそれぞれの定員がどう配置をされているかという一覧表を後で資料としていただけますか。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 先ほど申し上げましたように、各裁判所の人員配置は時々刻々変わるという性質のものでございませぬ、現実にはそういうふうに行っているわけでございます。ある特定の時点で定員配置がどういふように

行われているかということをお聞き上げることになりますと、実際は現在その裁判所に現在員としておる人員がその定員配置であるというふうな申し上げることにならうかと思ひます。
○矢田部理君 だから、そういうのを資料として出していただけるかと、どう言っているんですか。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) この定員配置の問題は、事件の増減等の問題もございませぬ、実はそれぞれの裁判所の具体的人事の問題にも関するところがあるわけでございます。例を挙げさせていただきます……
○矢田部理君 余り詳しいことは要らぬから、出すのか出さないのか。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 結論的には、ちよつとお出しすることは非常にむずかしいということにならうかと思ひます。
○矢田部理君 最高裁判所、充足の問題後で聞きませんが、定員をふやすかどうかについて議論しているんです。しかも時点を限って、動くということとはわかりましたけれども、要求をされているわけですから、そのぐらいの表がでなくちゃ人事でできないでしょう。ぜひ出してほしいと思ひます。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 特定の時点の現在員ということで、現在員は即定数ということになるわけでございますが、どの程度、つまり時期的にもある特定の時点の現在員ということに調べますと少し時期的におくれるかもしれないかもしれませんが、集計してお出しすることができるといふか検討させていただきますか。
○矢田部理君 できるかどうか検討するのじゃなく、出さないよ、そんな程度のことでは、余りこんなところでつまらない議論したくないのでよろしゅうございませぬか。
○理事(上田稔君) 最高裁判所、いかがですか。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) なお検討させていただきますかと思ひます。
○理事(上田稔君) ちよつと速記とめて。
〔速記中止〕
○理事(上田稔君) 速記つけて。

それでは、時間がかかってもよろしいから提出をしてください。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) ただいまの矢田部委員のお話、時間をかけて少し集計をするということにさせていただきますかと思ひます。
○矢田部理君 出していただくということですね。

それから、これも四月一日現在でいいと思ひますが、新採用者が入ってくると思ひますが、定員の充足率はどんなふうな考へられますか。
○最高裁判所長官代理者(勝見兼美君) まず裁判官について申し上げたいと思ひますが、お手元の資料の十六ページをごらんいただきますと、これは昨年の十二月一日現在判事の欠員が五十五ということになっております。御承知のように判事補十年たちますと判事任命資格を取得するわけでありませぬが、昨年の四月は二十期でございませぬから、それによって補充し切れなかつた分、その後の定年退官者等がございまして、その後またふえております。

〔理事上田稔君退席、委員長着席〕
本年四月には、このたび増員をお願いしている分を加えますと八十ぐらいの欠員になります。本年四月には二十一期の判事補が判事任命資格を取得いたします。これが現在七十四名あります。さらに検事からの転官希望者もございませぬので、この判事の増員をいたしても申し上げますと失礼でございますが、増員をいたしまして完全に補充することができると見込みでございます。
○矢田部理君 定員が決まっております、実際に裁判を担当する裁判官、それから裁判官ではあつても現場を持たない人たちが相当数いると思ひますが、この関係は員数的にはどういふふうになっておりますか。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 御指摘の裁判官は、司法行政に従事しておる裁判官、あるいは調査官、研修所教官というふうなものになるかと思ひますが、昨年の十二月現在で最高裁判所事

それでは、時間がかかってもよろしいから提出をしてください。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) ただいまの矢田部委員のお話、時間をかけて少し集計をするということにさせていただきますかと思ひます。
○矢田部理君 出していただくということですね。

それでは、時間がかかってもよろしいから提出をしてください。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) ただいまの矢田部委員のお話、時間をかけて少し集計をするということにさせていただきますかと思ひます。
○矢田部理君 出していただくということですね。

それから、これも四月一日現在でいいと思ひますが、新採用者が入ってくると思ひますが、定員の充足率はどんなふうな考へられますか。
○最高裁判所長官代理者(勝見兼美君) まず裁判官について申し上げたいと思ひますが、お手元の資料の十六ページをごらんいただきますと、これは昨年の十二月一日現在判事の欠員が五十五ということになっております。御承知のように判事補十年たちますと判事任命資格を取得するわけでありませぬが、昨年の四月は二十期でございませぬから、それによって補充し切れなかつた分、その後の定年退官者等がございまして、その後またふえております。

〔理事上田稔君退席、委員長着席〕
本年四月には、このたび増員をお願いしている分を加えますと八十ぐらいの欠員になります。本年四月には二十一期の判事補が判事任命資格を取得いたします。これが現在七十四名あります。さらに検事からの転官希望者もございませぬので、この判事の増員をいたしても申し上げますと失礼でございますが、増員をいたしまして完全に補充することができると見込みでございます。
○矢田部理君 定員が決まっております、実際に裁判を担当する裁判官、それから裁判官ではあつても現場を持たない人たちが相当数いると思ひますが、この関係は員数的にはどういふふうになっておりますか。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 御指摘の裁判官は、司法行政に従事しておる裁判官、あるいは調査官、研修所教官というふうなものになるかと思ひますが、昨年の十二月現在で最高裁判所事

それでは、時間がかかってもよろしいから提出をしてください。
○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) ただいまの矢田部委員のお話、時間をかけて少し集計をするということにさせていただきますかと思ひます。
○矢田部理君 出していただくということですね。

務総局に四十四名、それから高等裁判所に事務局
長でござりますが八名、それから裁判所調査官が
二十八名、各種研修所の教官等が三十五名、合計
百十五名でござります。

○矢田部理君 それ以外の裁判官といいますが、
定数マイナス百十五は全体の裁判に現場的にかか
わっている、こういうことになりませんか。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) これ以外
に、厳密に申し上げますと、たとえば東京ですとか大
阪ですとか、大きい裁判所の所長等で実際に裁判
事務をやっていない裁判官が若干おるということ
になろうかと思ひます。

○矢田部理君 その数はどのぐらいになります
か。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) 各裁判所
の事務分配で決めておることでございますので、
いまここで申し上げられるのは、東京の所長、そ
れから副代行、民事、刑事の代行がおりますが、そ
れから大阪では所長と代行がおりますが、そこら
辺のところは比較的はつきりしておりますが、そ
れ以外の裁判所で、所長が大部分のところは何ら
かの事件処理をやっておられるかと思ひますが、
全然やらない方がそれ以外にいるのかどうかと
いうことはちよつと簡単にはここで申し上げられ
ないかと思ひます。

○矢田部理君 さっきの数字もそうですけれど
も、要するに、定員の中でどのぐらいが裁判に現
実にかかわっており、どのぐらいかかわっていない
のか、あるいは司法行政事務をやっているのか
ということぐらいは、もう少しすつきりわかりま
せんかね。人事だということになればその程度
のことのデータはあつてしかるべきかと思ひます
が、どんなものでしょう。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) 先ほど申
し上げましたように、大部分の所長は何か事件
をやっていると思ひますが、それをフルにやっ
ておるわけでは決してござりません。そういう意味
で、フルにやらないという趣旨で申し上げま
すと、所長の大部分は通常の裁判官はフルには

やっていないというふうに申し上げられるかと思
ひますが、そこら辺のこと、つまり、それでは所長が
何分の一やっているかとかというふうなところにな
つてまいりますので、ちよつとそこら辺のところ
をきちつと数字的に申し上げることがなかなか
ずかしい。各裁判所の事務分配で決まっております
その都度多少変わってくるという関係もございま
すので、数字的にきちつとした形で申し上げるこ
とはなかなかむずかしいというのをひとつ御了
解いただきたいと思ひます。

○矢田部理君 次の問題ですが、独立簡裁は三人
が原則だというふうな最高裁従前から言つておら
れますね。現在二人庁というののどのぐらいの数
あります。また、傾向として二人庁がふえてい
ることになっているのか、それとも、減らす方向
になっているのか、その辺はいかがですか。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) ただいま
二人庁、三人庁とおっしゃいますのは裁判官以外
の裁判所職員ということで仰せになってはいるのだ
と存じますが、現在独立簡裁の二人庁は三十六
庁、三人庁が百九庁、これは昨年十月現在でござ
りますが、そういう数字になっております。

○矢田部理君 たしか七七年の三月時点では二人
庁が三十庁だというふうな聞いておるんですが、
二人の職員しかいない独立簡裁はふえているとい
うことなんですか、これは今後どういうふう
うにしていくつもりなのか、そのことも含めてお
答えをいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) 昭和五十
二年現在で独立簡裁の二人庁が三十庁であつたか
どうかちよつと手元でござりませんが、三十三庁
のようでございます。五十三年におきまして三十
六庁ということになります。三十三庁を今後どう
かと思ひますが、この二人庁を今後どうするか
という問題は、独立簡裁の仕事の量が一体どうか
ということが一番の大きな問題になってくるわけ
でございます。矢田部委員はよく御承知と存じま
すが、独立簡裁、かなりの庁におきましては事件数が
非常に少なく、それこそ普通の簡易裁判所の事

務量に比べますと十分の一以下にしかならないと
いうふうな庁がたくさんあるわけでございます。
そういうことで、簡裁という機構を維持してい
きます以上はある程度の数が必要だということ
は、そのとおりでございますけれども、全体としての
効率的な人員配置というふうなことを考えなければ
いけませんし、職員はまたその仕事を通じて研
さんしていくということも必要なわけでございます。
それ以外に、そういうかなり僻地なところ
でございますので職員の配置希望がどうかと、なか
なかそういうところに行つていただけの方がない
というふうな事情もござります。そういうふうな
いろいろな事情を考慮してそれぞれ、これも先ほど
の定員配置の問題と関連するわけでございます
が、最高裁指示できちつとこう決めているわけ
のものでござりませんが、各地域がかなり流動的
に配置をしておられるものがございますので、こ
の二人庁、三人庁を絶対にふやさないということ
はなかなか困難でござりまして、近年全体として
過疎化現象が進んでいまして、これを反映いた
しまして、裁判所としても、ただいま数字申し上げ
ましたように、一昨年と昨年を比べれば若干ふえ
ているということになっておるわけでございます
が、そこら辺の趨勢、ちよつとここではすつきり申
し上げるわけにはいかないわけでございますが、
やはり増加しないというふうな申し上げることも
なかなか困難ではないかというふうな考へており
ます。

○矢田部理君 人口の動きを全然無視するとい
うわけにはいきにくいにしても、地方にとつては
やっぱりサービスの問題あるいは権利の実現がで
きる実際の生活に近い場であることがそれを保障
する意味でもあるわけなので、そういう観点
から言へば、二人程度で一裁判所を賄つていく
というのはいかにこれは大変なことなんで、そ
の点はこれをふやしていくと、そういうところで
は人員を配置しないというところは賛成しかね
る。そういう点やっぱり心して今後やっていた
きたいと思ひますが、いかがでしょう。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) ただいま
の矢田部委員の御発言もごもっともな点確かにあ
るわけでございます。先ほど来申し上げており
ますように、当該庁の事件数の関係、職員の配置
希望の関係、いろんな条件はござりますが、そう
いうものをも勘案いたしながら、ただいま先生の
おっしゃいましたことも頭に置いてやつていくよ
うにしたいというふうな思ひます。

○矢田部理君 もう一、二点で終わりますが、定
数の問題と関連して裁判所の統廃合問題、これ
は現況はどんなふうになっておりますか。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) 簡易裁判
所の統廃合の問題につきましては、かつて臨時司
法制度調査会の意見書にも意見が出ておるところ
でございます。日本弁護士連合会でも統廃合を
しろというふうな意見を法務省、裁判所等へお申
し越してはいるというふうなこともございま
して、ただ、統廃合の問題は何と申しましても単
に事務的な観点だけで簡単にいくものではござ
りませんし、非常に政治的な影響が大きいもの
でございます。まあ、私どもとしては一定の意見が
あるわけでございますけれども、なかなかこれを
いま早急にどうするということには相ならないの
ではないかというふうな考へております。そうい
う意味で、結論的に申し上げますと、現時点では
そういうのはすつきりした動きはないというふう
に申し上げられるかと思ひます。

○矢田部理君 先ほどの独立簡裁等に対する定員
の配置の問題と同じ内容を持っていますと思ひ
ますが、地方の人たちにとってはほとんど裁判所
が遠ざかつていくということはやっぱり困ること
なので十分心して対処をしてほしいと思ひます
が、同時に、統廃合は行わないが先ほど指摘を
しましたように独立簡裁の職員配置を少なくして
いくとか、あるいは事務移転を行つていって事実上
この機能を弱めていっている傾向はないか、これ
もまた問題なわけですが、その辺はいかがでし
ょうか。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) 二人庁の

いりませんが、現在のところは判事補志望についてはまああの線をつけているというふうには私も考えております。

○宮崎正義君 この資料に基づきましてもずいぶん一六体の線はわかるんですが、八十八名だと八十五名だと七十名だと、大体の線がいいんだというお話なんです、実際の数の数が、何人おればいいのかということが示されたものはないんですか。そのときそのときによって十名ぐらいいの増減が、判事補に希望する者があるとかないとかという、そういうふうなことになるんでしょうか。その点伺ってみたいと思えますがね。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 表をあらんになりましておわかりいただけますように、例年判事補希望者の数の上下がございます。一般論といたしましては、先ほど申し上げましたように、優秀な方に来ていただきたい。ただ、私どももいたしましては、判事補の定員の問題、それから欠員の問題等を勘案いたしまして大体この程度希望としてはいいというものは考えますが、表面にこれは何名というふうな形で募集しているものではないでございます。しかし、六十五から七十程度の数でございますれば現在の判事補の定員それから将来判事になる者の確保、養成という点から考えまして、先ほど申し上げましたように、この程度の数で推移していけば将来裁判官の充足という問題については心配ないというふうな考えでおる次第であります。

○宮崎正義君 法曹三者の優秀な人、優秀な人と言いますけれども、優秀じゃない人はじゃほかのところへ行くとどうに考えられますか、三回くらいそういうふうにおっしゃっていただけるんです、答弁の中で、どうもそういうふうなことを言っていると、どうもそうか、私は、大体伺ったところによりまして、応募した人が五十二年度は二万九千二百十四名、合格者が四百六十五名ということになりますと、相当な方がしぼられて入っておるわけですね。その中で優秀じゃない者はこうだとか優秀な者はこうだとかというんですか。

秀な者はこうだとかというんですか。どうも、この席でも弁護士になられている方がございまして、大変恐縮でございますが、私の申し上げておりますのは人事担当者として申し上げるわけでございますので、それぞれの企業体、ごこの官庁でもございまして、それぞれ優秀な人材を集めたいという趣旨で申し上げたわけでございます、弁護士になられる方、検察官になられる方が優秀でないという趣旨で申し上げたわけはございませぬので御了解いただきたいと思います。

○宮崎正義君 済みません、言葉じりをとらえたようなものでございます、毎回毎回これ繰り返していくわけですが、いすれにしましても附帯決議で充足ということをはつきり要請もしておりますし、その面の精神をくみ取られて今後も処置されていけることを私は希望しております。

それから、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の問題について伺いいたしますが、今回この改正案を出しにいたしましたけれども、大体この法律案は一年置きぐらいにずつと続けてきていくわけですね。昭和三十九年から今年度は四十二年になり、それから四十三年度また一年ちゃんと続いているんですが、その後四十六年に三年間飛んで、今度はこの四十六年から考えますと七年たつておるわけですかね。この間、言われております管轄区域に関する問題が行政区域には何にもなかったんでしょか、七年間まとめでやっついていいんですか、これ、どういふこととんです。

○政府委員(枇杷田泰助君) ただいま御指摘のとおり、昭和四十六年までは毎年あるいは一年置き程度に改正をしまして、昭和二十八年に町村の合併促進法というものがございまして、指定町村の廢置分合がかなり頻繁に行われたわけでございまして、したがって、それに伴って相当な量が毎年出てまいりますので、あわせて改正をするというところを続けておったわけでございまして、昭和四十七

年に地方自治法が改正されまして、いわゆる三万人都市を主とするという規定がなくなりましてから、廢置分合の進みぐあいがかなり鈍ってまいったという状況がございまして、そのために毎年ごこの廢置分合のケースが少なくなりましたというところが一つ、それからもう一つは、御質問の第二点に關係することでございますが、この法律の第三條に規定がございまして、行政区画が変更になればそれに伴って管轄区域も変わるという規定がございまして、したがって、この三條の規定によりまして名稱その他は現実の名稱とは違ふものになるという問題がございまして、四十七年以降は少しまとめで改正の手續をとりたいというふうな考えをおたつたわけでございまして、その間、正直に申し上げますと、法務省から出します法案にもかなりいろいろな法案が出される年も多うございまして、そういう面からまあそういう法律的な意味で改正しなきゃならないというふうなこともございまして、今日まで改正の手續をとらなかつたわけでございまして、ただ、本年お願ひすることになりましては、名古屋の簡易裁判所が建物新築してございまして、所在地を変えないと新庁舎に移つて仕事ができないというふうな状況になりましたために、そういう実質的なものが出てまいりましたために改正をお願いしたい。その際過去七年間にたまってございまして、実質的な市町村その他の表示とこの法律の表示とを合わせることもここで一挙に整理をしたいということと、この法案を提出したわけでございまして。

○宮崎正義君 行政区域の変更になったのは何件ぐらいあるんですか、勘定すればわかるでしょう、今回の管轄区域の変更されたものでは、○政府委員(枇杷田泰助君) ちょっといま正確な数忘れちゃったが、簡易裁判所の数にしては九十九ヶ所に及ぶかと思ひます。

○宮崎正義君 先ほどもちよつとお話がありましたけれども、簡易裁判所の考え方というのは、あり方というのですかね、それらの点をもう一回改めて私ども初め認識をし直していかなければならぬのじゃないかと思うのですが、この提案理由の説明にもありますけれども「いづれも地元住民の希望を考慮したものであります」とか、あるいは第三点目の中には、やはり「地元住民の希望を考慮するとともに、關係諸機關の意見をも十分参酌したものであります。」となつておりますが、一口で言つてしまえば、一番国民の駆け込み裁判をするところといつてもいいところなんです、それから、そういうところで簡易裁判所というあり方といたしまして、そういうことから考えまして、適正になっていくのかどうなのかという疑問があるわけですね。一つは裁判所法の第三十八條によると、「簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。」となつておりますが、現在事務の移転が全部なされて簡易裁判所は何所あるんでしょうかね。この点をまず伺つておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 現在裁判所法第三十八條に基づきまして事務移転が行われておる簡易裁判所は全国で十九ヶ所ございます。ただ、そのうち八ヶ所は最初のころから事務移転をしておる簡易裁判所でございます。

○宮崎正義君 もう一度、○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 全部で十九ヶ所でございます。そのうち十一ヶ所は開庁後に事務移転をいたしましたところで、八ヶ所が当初から事務移転をしておる簡易裁判所でございます。

○宮崎正義君 その中で函館地方裁判所の木古内簡易裁判所、これを函館簡易裁判所と事務の取り扱いはやっていると、これは、これなんかもやはり地方住民の話し合ひをやつて納得をしてこのようにされたのかどうかです。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 函館地裁管内の木古内簡易裁判所は、昭和五十一年の初め

に函館簡易裁判所へ事務移転をいたしておりますが、その際には地元の関係機関の御了解も得た上で函館地方裁判所において事務移転の決議をし、事務移転をしたというふう聞いております。

○宮崎正義君 そういふふうな報告を受けているわけですか。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) そのように報告を受けております。

○宮崎正義君 北海道の場合なんか非常に特質がありましてね、いまでも雪降っているんです。こっちは、東京あたりじゃ雪なんて考えておられないでしょう。いま雪降っているんです。毎日じやありませんけれども、大分あつたかくなりましてから。そうしますと、交通機関もとどえることがありますし、それから非常に近いと思われる感覚的なことと、東京で考えられる距離感というものも相当違っているわけですね。

相談の上でやった報告ということなんです、相当困っている人もいるわけですね。なぜ持っていかけたのかな、非常に不便になったというようになことがあるわけですね。そういうふうなことから考えまして、先ほど矢田部委員も整理統合ということをおっしゃられましたけれども、やはり簡易裁判所の性格といえますか、理念的な面から考えていって、十分にその点を留意して地元の人とのよく話し合いというのは、十分今後その地その地、特殊性があるわけですから、それらを勘案の上で念を押すような行き方をして決めていってほしいというのを私は希望いたしておきますが、よろしくごさいませうか。

○最高裁判所長官代理人(大西勝也君) ただいま官崎委員御座になりますように、簡易裁判所、全国にたくさんございませうが、それぞれの土地によって事情が非常に違うということは仰せのとおりでございます。

先ほど来申し上げておりますように、そういう事務移転を仮にやるというふうになります場合には地方裁判所がそういうことをやっていくわけでございますが、私どもの方としても、それは私ども

もに関係なく進めているというものではございませんで、やはり一応報告等はいただいておりますので、そういう際には、いま宮崎委員御指摘になりましたような事情は十分現地に徹底するよう指導するようにしたいというふうにごさいませう。

○宮崎正義君 もう一つ、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案ですね、これは説明によりますと、証人等の旅費についてもその支給範囲を改正するということなんです、国家公務員に対する旅費を要するから、これもあわせて並行してやるといふことなんです。給与法の改正のときにいつも私は申し上げているわけですが、独自の考え方でこの法律の改正というものをやるとして差し支えないかと思うんです、給与法にしても、こういう旅費の面にしまし

いま申し上げましたように、前回の裁判官、検察官の給与改定法案のときも同じようなことを私は言っているわけですが、この場合は、証人といえますと、いま行われているダグラス・グラマンの証人喚問の証人とは性格が違うように思うんですがね。恐らく裁判に要請される証人というものは裁判所にプラスになっていく証人じゃなからうかと思わんですが、またその逆の面もあるかもわかりませんが、国家公務員の性格の考え方と同じ旅費を出すにしても、片一方は公務員としての動き、片一方は証人としての招聘、そういうような点から考えていきましたも、裁判所は独自の給与体制というものを保持していくとすれば、これも何も公務員の旅費等の変更があるからあわせて変えていかなきゃならないというふうな追従的なものじゃなくいいんじゃないかと思わんですが、この点どうなんでしょうか。

○政府委員(枇杷田樂助君) 御指摘のように国家公務員の旅費と証人等が全く一致しなまかならないということはないと考えております。広い意味での旅費で申しますと日当なども入るわけござ

います、そういう点につきましては、国家公務員の方はいわば月給をもらいながら出張するという関係でございませう。ところが証人の方は、自分の家で商売をしながらやっておられる方を証人に来ていただくというふうな面もございませうので、日当の点につきましては公務員とは違う扱いにいたしておるわけでございますが、いわゆる足代の点につきましては、これは国家公務員といたしましても、最も合理的な旅行方法で旅行ができるようなことを国家公務員でも決めなまかならないという点の關係は証人と共通するであろうと思われ

ます。そういうことで、証人の關係につきましては、いわば公務員の方で一番合理的だと思われて定められる規定を参照しながら証人の方にもその合理性というものを考える基礎にしたいという配慮で現在の費用法の規定がつけられておるわけでございます。

そういう面では、このたびの国家公務員の旅費法の改正を見てみますと、従来の特急料金が支給されるものが三百キロ以上であったものが百キロ以上ということになりますならば、公務員についてそのようにいわば有利な扱いがされるのに証人の方はほとんどというわけにはまいらない、それに合わせるべきである。いわば百キロと言いますと、新幹線ですと東京から熱海でございませうか、その程度の距離以上のところから東京においでいただく場合には、やはり証人も特急料金を支給すべきではないかという観点に立ちまして、結果的に同じような改正をするということをお願いをいたしておるわけでございます。現行規定でも、全部が全部国家公務員の旅費法と全く一致しておるという規定にはなっておりません。

○宮崎正義君 最後に、航空運賃は航空機を利用すべき特別の理由がある場合におけるという特別の理由というのはどういうふうな理由なんでしょうか。

○政府委員(枇杷田樂助君) これは法律で考えて

おりますことは、遠隔なところから出頭していただくということがまず第一番目の順位になると思

いますけれども、ただそれだけではなくて、非常に急いで出たいたというふうなことであるとか、あるいは場合によってはその証人のお仕事などを勘案して、短時間でおいでいただくかなければならないというような特別な状況があるというふうな裁判所が認めたときに、航空運賃を支給するというふうなことを考えておるわけでございます。

○委員長(峯山昭範君) 他に御発言もなければ、三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませうか。

○委員(異議なしと呼ぶ者あり) 御異議ないと認めます。それではこれより三案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員(賛成者挙手) 本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(賛成者挙手) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

○委員(賛成者挙手) 本案に賛成の方の挙手を願います。

つて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案についての審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田昭範君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十一分散会

三月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第七七四号)(第七七八号)(第七九四号)(第七九七号)

一、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(第八一七号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第八三三号)

第七七四号 昭和五十四年二月十七日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 埼玉県浦和市別所一ノ九ノ一〇
中野美知子

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第七七八号 昭和五十四年二月十九日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市長沢一、九八〇
斉藤保

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第七九四号 昭和五十四年二月二十日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 大阪市旭区清水一ノ七ノ八 林律

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第七九七号 昭和五十四年二月二十一日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都目黒区中目黒一ノ一ノ五四
なつめ荘内 佐久間真子

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第八一七号 昭和五十四年二月二十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

請願者 横浜市旭区白根町六一〇ノ一 手塚勇夫外十五名

紹介議員 山中 郁子君
「刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案」いわゆる「弁護士抜き裁判特例法案」は、憲法で保障された公正な裁判を受ける権利を国民から奪うものであり、暗黒裁判に道を開き政治的弾圧の拡大を指すものであるから、本特例法案に強く反対する。

第八三三号 昭和五十四年二月二十二日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ一、二五七
鹿島秀平

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

三月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第八四六号)(第八七七号)(第八八一号)

一、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(第九三三号)

第八四六号 昭和五十四年二月二十三日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 東京都武蔵野市桜堤一ノ三ノ七一
ノ三 松島一

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第八七七号 昭和五十四年二月二十四日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡崎戸町崎浦郷一、
六四六ノ三 中村フクエ

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第八八一号 昭和五十四年二月二十六日受理
民法第七百五十条の改正に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡崎戸町崎浦郷一、
六四六ノ三 中村光春

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第九三三号 昭和五十四年二月二十八日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区西神奈川二ノ三五
ノ八〇五新日本婦人の会神奈川県本部内 斉藤君子外十名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(第一〇一七号)(第一〇一八号)(第一〇五〇号)(第一一二五号)

例を定める法律案反対に関する請願(第一〇一七号)(第一〇一八号)(第一〇五〇号)(第一一二五号)

第一〇一七号 昭和五十四年三月二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

請願者 東京都足立区西新井本町一ノ八ノ
一ノ三〇二 馬場繁治外三十四名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

第一〇一八号 昭和五十四年三月二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

請願者 東京都北区赤羽三ノ一七ノ一三
岩瀬友吉外十七名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

第一〇五〇号 昭和五十四年三月二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

請願者 香川県高松市浜ノ町六九ノ二八
新岡暉生外三十四名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

第一一二五号 昭和五十四年三月五日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願

請願者 埼玉県草加市瀬崎町一、三〇二ノ
六 倉持泰子外四十八名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

第一一二五号 昭和五十四年三月六日受理
軽犯罪法第一条第二十六号の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区桃井一ノ二九ノ二六
山田肆郎

紹介議員 八木 一郎君

現行軽犯罪法第一条第二十六号「街路又は公園その他公衆の集合する場所、たんつばを吐き、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者」とあるのを、「街路又は公園その他公衆の集合する場所、たんつばを吐き、たばこの吸殻を捨て、又は大小便をし、若しくはこれをさせた者」と改正されたい。

理由

紙巻たばこの消費は終戦後急激に増し、また婦人の愛煙家もこの頃から続発したように思う。その結果が現在のたばこ吸殻はほんらの悪現象をばつ発し、多くの国民をひんしゆくせしむるに至つたと愚考する。このたばこの吸殻捨て（以下たばこ公害と仮称）は歴史が新しく、現世人によつて作られたものであり、我々はこの責任者としてたばこ公害を子孫に伝えることなく我々の手によつて今のうちに刈り除かなくてはならない責務があると痛感する。今やたばこ公害が、人の通る所あるいは止るところのみならず鉄道線路まで散乱しており、美観を損し不快を呼び起すのみならず時に火災の原因ともなっている。台湾等では、路上にたばこの吸殻を捨て、たんつば等を吐くと罰せられている。吸殻を片付ける責任者も、またこれを取り締まる官庁も明確でない我が国の現時点では、全国民が反省し自らの手でこの悪の源を断つことが必要であるが、それにはこれを取り締まる法律を制定し、それを基礎にして「吸殻捨ては止めましょう」運動をすることが先決と思う。すなわち、軽犯罪法を改正し一億余万の国民に徹底的に注意を促すことである。

第一一八一号 昭和五十四年三月七日受理
刑事事件の公判の開始についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都目黒区上目黒三ノ一ノ一〇
松本梅子外四十二名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

第一一九三号 昭和五十四年三月七日受理
刑事事件の公判の開始についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都足立区東綾瀬三ノ七ノ六
早川勘五郎外十七名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は三月十五日）

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二六八人」を「一、二七三人」に改める。
第二条中「二万三千三百四人」を「二万三千三百十六人」に改める。

附則

この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

次表第一表中「（第一表）」を「第一表（第一条関係）」と改める。

係）に改める。

別表第二表中「（第二表）」を「第二表（第一条関係）」に改める。

別表第三表中「（第三表）」を「第三表（第一条関係）」に改める。

別表第四表中「（第四表）」を「第四表（第一条関係）」に改め、同表名称の欄中「横浜西簡易裁判所」を「保土ヶ谷簡易裁判所」に、「安芸西条簡易裁判所」を「東広島簡易裁判所」に、「コザ簡易裁判所」を「沖縄簡易裁判所」に、「花輪簡易裁判所」を「鹿角簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「横浜市西区」を「横浜市保土ヶ谷区」に、「埼玉県南埼玉郡久喜町」を「久喜市」に、「高田市」を上越市大手町に、「直江津市」を上越市西木町三丁目、「京都府乙訓郡向日町」を向日市に、「名古屋市中区」を「名古屋市中区」に、「広島市」を「広島市上

八丁堀」に、「広島県賀茂郡西条町」を「東広島市」に、「広島県安佐郡可部町」を「広島市可部町」に、「倉敷市児島小川町」を「倉敷市児島小川一丁目」に、「岡山県和気郡備前町」を「備前市」に、「倉敷市玉島」を「倉敷市玉島一丁目」に、「北九州市小倉区」を「北九州市小倉北区」に、「北九州市八幡西区」を「北九州市八幡西区」に、「鹿児島県曾於郡大隈町」を「コザ市」に、「沖縄市」に、「岩手県二戸郡福岡町」を「二戸市」に、「秋田県鹿角郡花輪町」を「鹿角市」に、「北海道有珠郡伊達町」を「伊達市」に改める。

別表第五表中「（第五表）」を「第五表（第二条関係）」に改め、同表八王子簡易裁判所の管轄区域の欄中「南多摩郡」を「多摩市」稲城市に改め、同表五日市簡易裁判所の項を次のように改める。

五日市	東京都の内 秋川市 西多摩郡の内 五日市町 日の出町 檜原村
-----	---

同表横浜西簡易裁判所の項を次のように改める。

保土ヶ谷	神奈川県の内 横浜市の内 保土ヶ谷区 西区 旭区 瀬谷区
------	------------------------------------

同表鎌倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬谷区」を削り、同表藤沢簡易裁判所の項及び相模原簡易裁判所の項を次のように改める。

藤沢	神奈川県の内 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 海老名市 綾瀬市 高座郡
相模原	神奈川県の内 相模原市 座間市

同表平塚簡易裁判所の項を次のように改める。

平塚	神奈川県の内 平塚市 中郡
----	------------------

同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「秦野市」を「秦野市 南足柄市」に改め、同表厚木簡易裁判所の項を次のように改める。

厚木 神奈川県の内
厚木市 伊勢原市 愛甲郡

同表大宮簡易裁判所の項、久喜簡易裁判所の項、越谷簡易裁判所の項及び川越簡易裁判所の項を次のように改める。

大宮	埼玉県の内 大宮市 岩槻市 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 蓮田市 北足立郡
久喜	埼玉県の内 久喜市 加須市 南埼玉郡 北埼玉郡の内 騎西町 北川辺町 大利根町 北葛飾郡の内 栗橋町 鷲宮町 幸手町
越谷	埼玉県の内 越谷市 春日部市 草加市 八潮市 三郷市 北葛飾郡の内 杉戸町 松伏町 吉川町 庄和町
川越	埼玉県の内 川越市 所沢市 狭山市 入間市 富士見市 上福岡市 坂戸市 入間郡の内 大井町 三芳町 鶴ヶ島町 比企郡の内 川島町

同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「川本村」を「川本町」に、同表小川簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉見村」を「吉見町」に改め、同表本庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊里村」を削り、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「野上町」を「長瀬町」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「我孫子市」を「我孫子市 鎌ヶ谷市」に改め、「鎌ヶ谷町」を削り、同表木更津簡易裁判所の管轄区域の欄中「木更津市」を「木更津市 君津市 宮津市」に、同表館山簡易裁判所の管轄区域の欄中「館山市」を「館山市 鴨川市」に、同表古河簡易裁判所の管轄区域の欄中「古河市」を「古河市 岩井市」に、同表鳥山簡易裁判所の管轄区域の欄中「南那須村」を「南那須町」に、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「昭和村」を「浜北市 湖西市」に、「豊田村」を「豊田町」に、同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「昭和村」を「昭和町」に、同表新編簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒埼村」を「黒埼町」に、同表三条簡易裁判所の管轄区域の欄中「田上村」を「田上町」に、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「高田市」を「上越市

(北出張所の所管区域を除く)に改め、同表直江津簡易裁判所の項を次のように改める。

直江津 新潟県の内
上越市の内
北出張所の所管区域
東頸城郡
中頸城郡の内
柿崎町 大潟町 頸城村 吉川町

同表都島簡易裁判所の管轄区域の欄中「城東区」を「城東区 鶴見区」に、同表東淀川簡易裁判所の管轄区域の欄中「東淀川区」を「東淀川区 淀川区」に、同表西成簡易裁判所の管轄区域の欄中「住吉区」を「住吉区 住之江区」に、同表阿倍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「東住吉区」を「東住吉区 平野区」に、同表枚方簡易裁判所の管轄区域の欄中「北河内郡」を「交野市」に、同表京都簡易裁判所の管轄区域の欄中「東山区」を「東山区 山科区」に、同表右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「右京区(右京区役所大原野出張所)」を「右京区 西京区(西京区役所大原野出張所)」に改め、同表向日町簡易裁判所の項を次のように改める。

向日町 京都府の内
向日市 長岡京市
京都市の内
南区南区役所久世出張所の所管区域 西京区西京区役所大原野出張所の所管区域
乙訓郡

同表木津簡易裁判所の管轄区域の欄中「相楽郡」を「八幡市 相楽郡」に、同表宇治簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇治市」を「宇治市 城陽市」に、同表神戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「兵庫区(兵庫区役所道場出張所)」を「兵庫区 北区(北区役所道場出張所)」に、同表三田簡易裁判所の管轄区域の欄中「兵庫区兵庫区役所道場出張所」を「北区北区役所道場出張所」に改め、同表加古川簡易裁判所の管轄区域の欄中「印南郡」を削り、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「天理市」を「天理市 生駒市」に改め、同表名古屋簡易裁判所の項を次のように改める。

名古屋 愛知県の内
名古屋市の内
中区 千種区 東区 北区 西区 熱田区 守山区 名東区

同表昭和簡易裁判所の項を次のように改める。
愛知県の内
名古屋市の内
昭和区 瑞穂区 南区 緑区 天白区

豊明市
愛知郡の内
東郷町 日進町

同表瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「長久手村」を「長久手町」に、同表犬山簡易裁判所の管轄区域の欄中「江南市」を「江南市」岩倉市」に改め、同表半田簡易裁判所の項を次のように改める。

半田 愛知県の内
半田市 知多郡

同表関簡易裁判所の管轄区域の欄中「七宗村」を「七宗町」に、同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「富加村」を「富加町」に改め、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「広島市」の下に「可部町、安佐町、安古市町、佐東町及び高陽町を除く」を加え、「瀬野川町」、「船越町」、「矢野町」及び「安芸町熊野跡村」を削り、同表安芸西条簡易裁判所の項及び可部簡易裁判所の項を次のように改める。

東広島 広島県の内
東広島市
賀茂郡の内
福富町 豊栄町 大和町 河内町

可部 広島県の内
広島市可部町、安佐町、安古市町、佐東町及び高陽町

同表岩国簡易裁判所の管轄区域の欄中「和木村」を「和木町」に、同表柳井簡易裁判所の管轄区域の欄中「大畠村」を「大畠町」に改め、同表岡山簡易裁判所の項を次のように改める。

岡山 岡山県の内
岡山市 御津郡 赤磐郡

同表玉野簡易裁判所の項を次のように改める。

玉野 岡山県の内
玉野市 児島郡

同表備前簡易裁判所の管轄区域の欄中「和気郡」を「備前市 和気郡」に改め、同表倉敷簡易裁判所の項を次のように改める。

倉敷 岡山県の内
倉敷市（児島支所及び玉島支所の各所管区域を除く） 総社市 都窪郡 吉備郡

同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉備郡の内」を削り、同表福岡簡易裁判所の項を次のように改める。

改める。

福岡 福岡県の内
福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 筑紫郡 糟屋郡

同表前原簡易裁判所の項を次のように改める。

前原 福岡県の内
糸島郡

同表直方簡易裁判所の項、小倉簡易裁判所の項及び折尾簡易裁判所の項を次のように改める。

直方 福岡県の内
直方市 鞍手郡

小倉 福岡県の内
北九州市の内
小倉北区 小倉南区 若松区 戸畑区 八幡東区 八幡西区（八幡西区役所折尾出張所、香月出張所及び木屋瀬出張所の各所管区域を除く）

折尾 福岡県の内
北九州市の内
八幡西区八幡西区役所折尾出張所、香月出張所及び木屋瀬出張所の各所管区域
中間市 遠賀郡

同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「久留米市」を「久留米市 小郡市」に改め、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「三重村」を削り、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鷹島村」を「鷹島町」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「富合村」を「富合町」に、同表御船簡易裁判所の管轄区域の欄中「中央村」を「中央町」に改め、同表鹿児島簡易裁判所の管轄区域の欄中「大島郡の内」を削り、同表名瀬簡易裁判所の管轄区域の欄中「龍郷村」を「龍郷町」に、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄及び大隈簡易裁判所の管轄区域の欄中「噺唎郡」を「會於郡」に、同表延岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北浦村 北川村」を「北浦町 北川町」に改め、同表那覇簡易裁判所の管轄区域の欄中「浦添市」を「浦添市 糸満市」に改め、「糸満町」を削り、同表コザ簡易裁判所の項を次のように改める。

沖縄 沖縄県の内
沖縄市 石川市 具志川市 宜野湾市
中頭郡の内
与那城村 勝連村 読谷村 嘉手納町 北谷村 北中城村 中城村

同表仙台簡易裁判所の管轄区域の欄中「名取市」を「名取市 多賀城市 泉市 岩沼市」に、同表相馬簡易裁判所の管轄区域の欄中「新地町」を「新地町」に改め、同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「二戸郡の内」を「二戸郡の内」に改め、「福岡町」及び「金田一村」を削り、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「井川村」を「井川町」に改め、同表花輪簡易裁判所の項を次のように改める。

鹿	角	秋田県の内
		鹿角市 鹿角郡

同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「仙北村」を「仙北町」に、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「十和田町」を「十和田湖町」に改め、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「江部乙町」を削り、同表伊達簡易裁判所の管轄区域の欄中「有珠郡」を「伊達市 有珠郡」に改め、同表脇町簡易裁判所の管轄区域の欄中「麻植郡の内」を削り、同表川島簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿波郡 麻植郡の内 川島町 鴨島町 美郷村 山川町」を「麻植郡 阿波郡」に改め、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「介良村 大津村」を削り、「大豊村」を「大豊町」に改め、同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「大豊村」を「大豊町」に、同表西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「西条市」を「西条市 東予市」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月十六日)
一、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案
民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用

等に関する法律の一部を改正する法律案
民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案
(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)
第一条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第二項中「三百キロメートル」を「百キロメートル」に、「百キロメートル」を「五十キロメートル」に改め、「含む」の下に「並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金を限る。)」を加える。
(刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正)
第二条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「三百キロメートル」を「百キロメートル」に、「百キロメートル」を「五十キロメートル」に改め、「含む」の下に「並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金を限る。)」を加える。

附則
1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(第一三七六号)
第一三七六号 昭和五十四年三月十二日受理
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願
請願者 東京都江東区北砂七ノ七ノ一ノ二 一五 千葉利広外六十三名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第八一七号と同じである。

附則
1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

[The main body of the page is a large, empty rectangular frame, indicating that the content of the meeting minutes is either redacted or has not been transcribed into this image.]

昭和五十四年四月七日印刷

昭和五十四年四月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D